

令和 8 年 7 月 3 1 日
出入国在留管理庁

令和 7 年度における実地監査の結果について

1 監査対象施設

出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 5 5 条の 9 の規定に基づき、同法第 5 章の 2 に定める被収容者の処遇の適正な施行を確保するため、次のとおり全国の収容施設を対象に実地監査を行った。

- （1）入国者収容所 2 官署
- （2）各地方出入国在留管理局設置の収容場 1 5 官署

2 重点調査事項

実地監査においては、全国の収容施設に対し、以下の対応状況を重点的に調査した。

- （1）総則
 - ア 入国者収容所等視察委員会への対応状況の確認
 - イ 研修及び訓練
- （2）規律及び秩序の維持
 - ア 監視カメラによる動静監視
 - イ 鍵の管理及び施錠確認の実施状況
 - ウ 見張り・動しょうの実施状況
 - エ 身体の検査等の実施状況
 - オ 制止等の措置の実施状況
 - カ 捕縄、手錠及び警備用具の使用並びに管理状況の確認
 - キ 被収容者の隔離及び保護室等への収容
- （3）外部交通
 - 領事官等以外の者との面会の立会い等
- （4）令和 6 年度の実地監査（重点調査事項）で受けた指摘又は助言に対する措置
 - 令和 6 年度重点調査事項で受けた指摘又は助言に対する措置状況

3 監査結果の概要

- （1）出入国管理及び難民認定法をはじめとする各種法令に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認したほか、令和 6 年度の実地監査で指摘等した事項については、各入国者収容所等において適切に対応が執られていることを確認した。
- （2）一部の収容施設において、

- ・ 有事の際に使用する機器について適切に保管、管理すること
 - ・ 入国者収容所等の参観について、より広く参観の募集を行い、参観の機会を十分に提供すること
 - ・ より適正な業務遂行のため、新たな内規の作成を検討すること及び既存の内規の一部を現状に即した内容に改めること
 - ・ 被収容者の自弁による物品の購入手続や収容開始時の告知方法については、通達等を踏まえ、より適切な運用に努めること
- を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。